

岩手県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人人生いきいきクラブいわて	盛岡市向中野字八日市場27番地1	指定訪問介護事業所きらら	一関市山目字中野74番地中野アパート2号室	平成26年3月31日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人岩手福寿会	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地22	福寿荘訪問入浴介護事業所	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地22	平成26年3月31日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
及川 陽次	釜石市大町一丁目3番7号	おいかわ歯科医院	釜石市大町一丁目3番7号	平成26年3月11日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人人生いきいきクラブいわて	盛岡市向中野字八日市場27番地1	指定訪問介護事業所きらら	一関市山目字中野74番地中野アパート2号室	平成26年3月31日

5 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人岩手福寿会	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地22	福寿荘訪問入浴介護事業所	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地22	平成26年3月31日

6 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
及川 陽次	釜石市大町一丁目3番7号	おいかわ歯科医院	釜石市大町一丁目3番7号	平成26年3月11日